技第７８６号の２
令和２年３月１０日

岐阜県建設産業団体連合会長
岐阜県行政書士会長　様

岐阜県県土整備部技術検査課長

「建設業許可申請・変更等の手引き」等の一部改正について（通知）

平素は建設行政について格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記について、別添国土交通省通知等を受け、本県における取扱いについても同様の改正を行いましたので、貴会の会員等に周知いただきますようお願いいたします。

記

１　改正するマニュアル等

（１）　建設業許可申請・変更等の手引

（２）　岐阜県知事許可に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について

２　主な改正点

（１）　「建設業法施行規則」の改正を受けて、以下について改正を行いました。

一　「国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第１１号の２）」の提出廃止

許可申請時等に提出を求めている書類のうち、「国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第１１号の２）」について、提出を不要としました。

（２）　建設業許可事務ガイドラインの改正を受けて、以下の４点について改正を行いました。

一　営業所に関する「地図」及び「営業所を使用する権原を確認するための書類」の提出廃止等

営業所の地図については、提出を求めないこととしました。

営業所を使用する権原を確認するため、不動産登記簿謄本又は不動産賃貸借契約書の写し等の提出を求めていましたが、これらの確認書類の提出は求めないこ

ととしました。

なお、営業所の写真の提出の際に、その営業所を使用する権原を確認するため、自己所有又は賃貸借等の別を記載していただきます。

二　建設業法施行令第３条に規定する使用人の常勤性の確認書類の提出廃止

令３条に規定する使用人の常勤性を確認するために、健康保険被保険者証カードの写し等の提出を求めていましたが、これらの確認書類の提出は求めないこととしました。

三　経営業務管理責任者等の住民票及び令３条に規定する使用人の委任状等の提出廃止

従来、「建設業許可事務ガイドライン」に基づき提出を求めていた経営業務管理責任者、営業所専任技術者及び令３条に規定する使用人の住民票並びに令３条に規定する使用人の権限を確認する委任状等は、今後求めないこととしました。

（３）建設業法施行規則等の改正に伴い、文言の整理等の改正を行いました。

３　適用日

令和２年４月１日

所　属	技術検査課 建設業係		
係　長	市　原	担当者	河 合
電話番号	058-272-8504（直通）内線3647		
FAX番号	058-278-2734		